

# 弁護士法人坂田法律事務所 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次の通り行動計画を策定する。

1. 計画期間令和5年7月1日から令和8年6月30日

2. 内容

<目標1>

- ・テレワーク等の場所・時間にとらわれない働き方制度を導入する。

<対策>

- |            |                           |
|------------|---------------------------|
| 令和5年7月1日から | ・テレワーク勤務の内容や対象について検討      |
| 令和5年8月1日から | ・試行実施し、課題を分析して本格実施の可能性を検討 |

<目標2>

- ・始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度を導入する。

<対策>

- |            |   |
|------------|---|
| 令和5年7月1日から | ・職員のニーズの把握、検討開始                         |
| 令和6年1月1日から | ・小学校就学前の子を持つ職員に対し、勤務時間の工夫、周囲のサポート体制を進める |
| 令和6年7月1日から | ・制度導入、メールによる職員への周知                      |

<目標3>

- ・子の看護休暇制度について、いわゆる「中抜け」（就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ること）で取得できる制度を導入する。

<対策>

- |            |   |
|------------|---|
| 令和5年7月1日から | ・職員のニーズの把握、検討開始                         |
| 令和6年1月1日から | ・小学校就学前の子を持つ職員に対し、勤務時間の工夫、周囲のサポート体制を進める |
| 令和6年7月1日から | ・制度導入、メールによる職員への周知                      |